

佐久市保健福祉審議会児童福祉部会 次第

日時：平成29年7月21日（金）
午後2時15分～
場所：佐久市役所7階 701会議室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 自 己 紹 介

4 児童福祉部会の組織等について

5 部会長の選出

6 部会長職務代理の指名

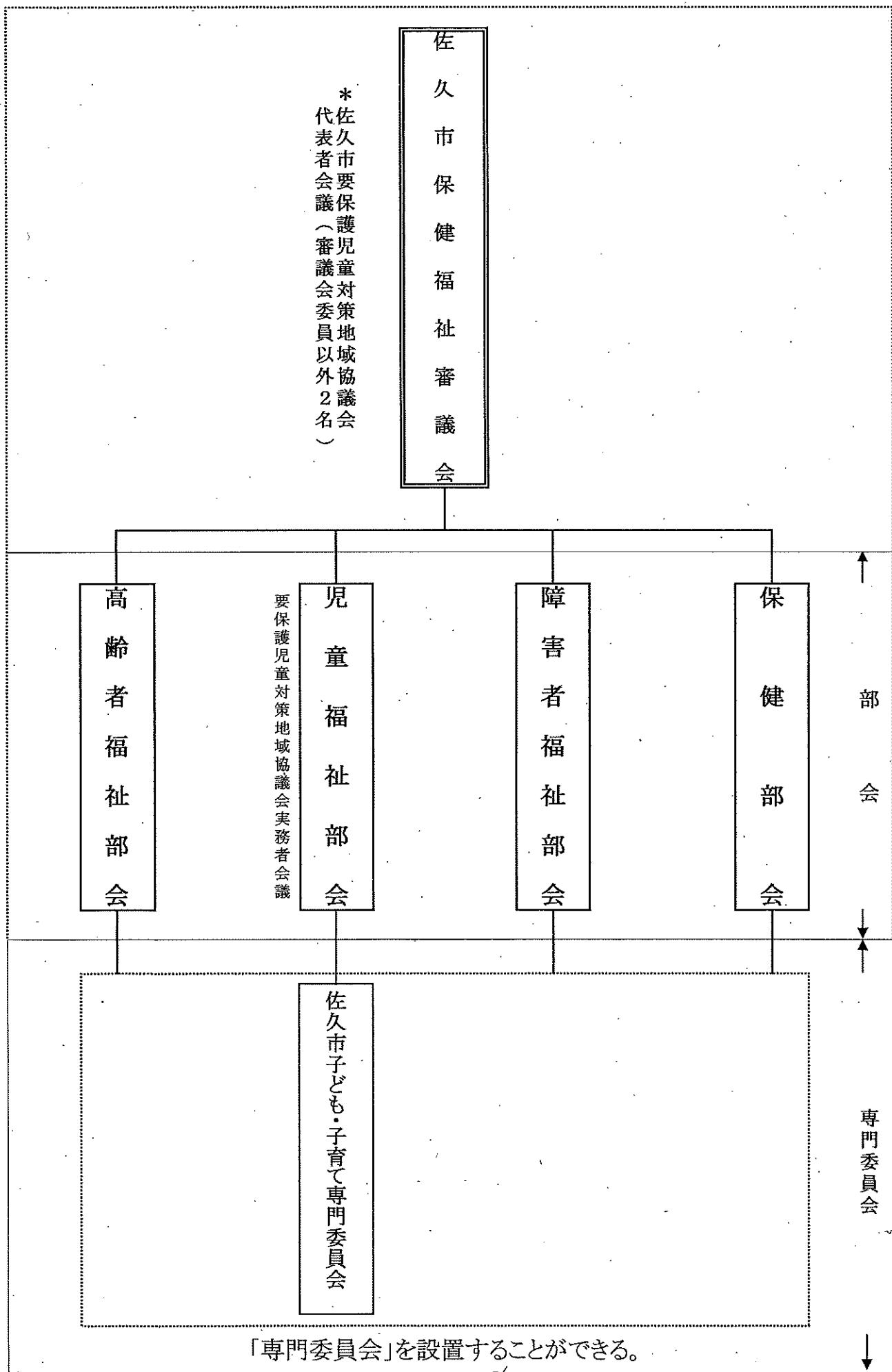
7 協 議 事 項

（1）保育所のあり方について

8 閉 会

佐久市保健福祉審議会組織図

資料No. 1



○佐久市保健福祉審議会条例

平成17年7月1日条例第245号
改正 平成22年3月29日条例第3号

(設置)

第1条 少子高齢化等の福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な保健福祉施策を推進するため、保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、保健福祉施策の推進に関する重要事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、次の部会を置く。

- (1) 児童福祉部会
- (2) 障害者福祉部会
- (3) 高齢者福祉部会
- (4) 保健部会

2 部会は、審議会から委任された専門的事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会の委員以外の者を部会の委員とすることができます。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(専門委員会)

第8条 審議会及び部会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長又は部会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会及び部会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができます。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

3 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年佐久市条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成22年3月29日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○佐久市子ども・子育て専門委員会要領

平成25年10月21日

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する、子ども・子育てに関する事項について審議するため、佐久市保健福祉審議会条例（平成17年7月1日佐久市条例第245号。以下「条例」という。）第8条の規定の基づき、児童福祉部会に、佐久市子ども・子育て専門委員会（以下「子ども・子育て専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て専門委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て専門委員会は、委員17人以内をもって組織する。

- 2 委員は、児童福祉部会の委員、及び第2条に規定する事務をするために必要と認められる者を、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、児童福祉部会委員の任期とする。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て専門委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 子ども・子育て専門委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子ども・子育て専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て専門委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、子ども・子育て専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月21日から施行する。

佐久市公共施設等総合管理計画 (抜粋)

平成29年3月



(力) 子育て支援施設
保育所

【施設現況】

施設	管理担当課	建築年度	延床面積(m ²)	入所率(%)	管理に係るコスト	コスト(千円)			収入	収支差額
						建物賃借料に係るコスト	運営に係るコスト	収入		
岩村田保育園	子育て支援課	平成22	1,545.16	105	3,277	16,774	109,771	48,404	-81,418	
中込第一保育園	子育て支援課	昭和45	767.02	64	1,203	7,476	56,204	17,769	-47,114	
中込第二保育園	子育て支援課	昭和47	794.62	75	2,013	9,281	70,764	29,716	-52,342	
平賀保育園	子育て支援課	昭和40	665.13	104	1,950	8,302	65,363	28,797	-46,818	
内山保育園	子育て支援課	昭和56	517.75	84	1,787	4,999	40,539	11,641	-34,684	
泉保育園	子育て支援課	昭和49	910.02	78	2,261	10,543	86,047	33,392	-65,459	
大沢保育園	子育て支援課	昭和58	539.94	71	664	4,896	42,617	9,804	-38,373	
中佐部保育園	子育て支援課	昭和52	942.00	110	2,966	12,169	92,247	43,809	-63,573	
高瀬保育園	子育て支援課	昭和49	795.95	80	494	8,250	46,499	22,058	-34,185	
平根保育園	子育て支援課	昭和54	763.70	78	1,618	8,286	59,727	23,896	-45,735	
東保育園	子育て支援課	昭和50	942.00	96	2,386	11,003	84,207	35,231	-62,365	
切原保育園	子育て支援課	昭和36	473.92	58	601	7,723	33,817	8,885	-33,256	
青沼保育園	子育て支援課	平成3	487.87	50	519	7,749	28,397	7,659	-29,006	
田口保育園	子育て支援課	平成8	678.31	91	1,702	9,327	49,406	25,121	-35,314	
あさじな保育園	子育て支援課	平成18	1,528.39	90	2,801	26,634	98,423	41,358	-86,500	
望月保育園	子育て支援課	昭和45	576.34	77	1,119	7,253	43,015	16,543	-34,844	
春日保育園	子育て支援課	昭和49	671.96	60	622	7,084	32,861	9,191	-31,376	
協和保育園	子育て支援課	昭和51	716.18	93	1,161	8,550	44,263	17,156	-36,818	
布施保育園	子育て支援課	昭和53	545.54	120	746	6,236	39,529	11,029	-35,482	
合計			14,861.80	86	29,890	182,535	1,123,696	441,459	894,662	

【課題】

- 建築後 30 年以上経過しているものが多いことから、今後、計画的な修繕や更新の必要があります。
- 地域により園児数の偏りが顕著となっています。
- 未満児について、途中入所の場合、希望する保育園に通えないこともあるため、その解消に向けた対策を講じる必要があります。
- コスト面では、老朽化の進行に伴い、更新費用の増大が予想されるほか、多くの運営費がかかっているため、効率的な管理運営を図っていく必要があります。

【今後の施設のあり方】

- 平成 27 年 3 月に策定した「佐久市子ども・子育て支援事業計画」に、今後の市立保育園の設置・運営に関する基本的な考え方などを定めています。今後は、同計画との整合をとりつつ、施設最適化に向けて取組を進めます。
- 保育施設の整備については、現状で市全体の保育施設の定員に対する在園児童数に余裕があることに加え、今後、子どもの数が減少することなどを踏まえながら、取り組みます。
- 民間活用を図る際は、効果を見極め、サービス低下とならないよう検討を進めるとともに、既存の私立保育園・幼稚園と連携をとりながら進めます。
- 老朽化による大規模修繕や建替えなどの際は、統廃合だけでなく、公設民営、民設民営や民間への譲渡も視野に入れた施設のあり方の見直しも検討します。

【施設分類別の目標】

今後の保育需要の状況を踏まえ、統合を進めるとともに、民間活力を導入することなどにより、約 2,972 m² の面積を削減します

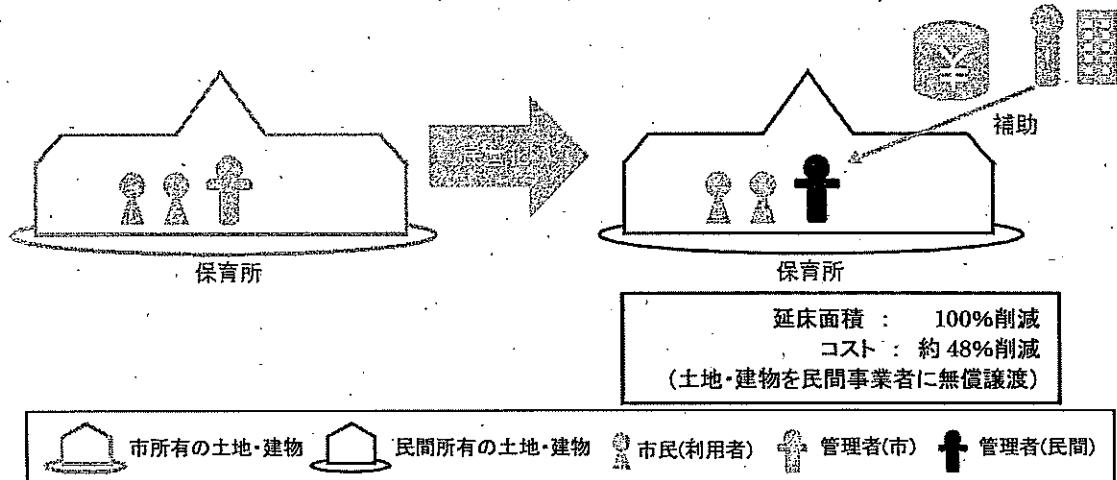
(または、今後 40 年間で約 16.9 億円（年間約 0.5 億円）の更新費用を削減、もしくは財源を確保する)

最適化
取組例①

公立保育所の民営化

イ：質的見直し【新たな事業手法などの導入】

例えば、公立保育園を民営化した場合



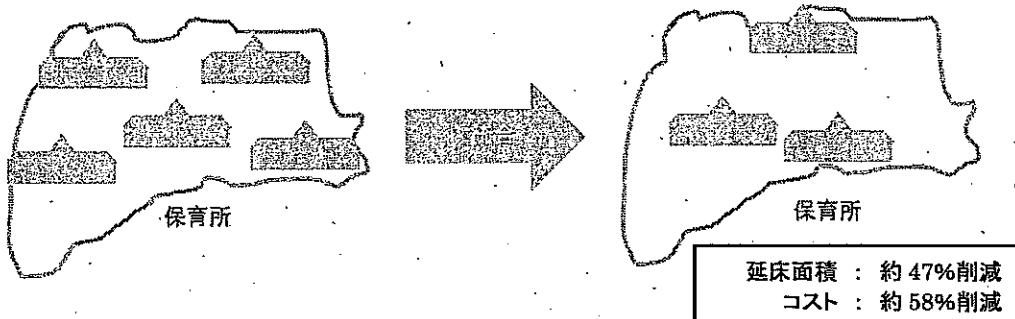
※長野市の「公立保育所の適正規模及び民営化等基本計画」における財政効果を参考

最適化
取組例②

公立保育所の統合

ア：量的見直し【統廃合公共施設、低・未利用地の活用】
【将来的な利用者の状況を考慮した公共施設等の配置の適正化】

例えば、類似自治体を参考に、19園を11園に統合した場合



(参考)類似団体との施設数及び延床面積の比較

都道府県	市	保育所		
		施設数	人口10万人当たり 施設数	延面積 人当たり 延面積
福島県	会津若松市	7	5.6	4,339 3.5
栃木県	佐野市	15	12.2	11,839 9.6
栃木県	鹿沼市	12	11.8	5,763 5.6
新潟県	三条市	10	9.7	8,694 8.4
石川県	小松市	9	8.3	6,336 5.8
長野県	佐久市	19	19.0	14,862 14.8
広島県	廿日市市	20	17.0	22,816 19.4
佐賀県	唐津市	6	4.6	3,583 2.8
長崎県	諫早市	3	2.1	2,752 1.9
鹿児島県	鹿屋市	-	-	-
類似団体平均		11	10.0	8,998 8.0

※類似団体の考え方

公共施設の設置については、市民が公平に利用できるという考え方に基づいて、人口及び市域面積（可住地）に比例すると考えられます。そのため、国の統計資料として公表されている「公共施設状況調」、「全国都道府県市区町村別面積調」のデータをもとに、以下の考え方で類似団体を設定しています。

人口 10 万人相当かつⅡ次,Ⅲ次産業が 95%未満,Ⅲ次 55%以上で、かつ市域面積 300～500k m²未満の地方公共団体

⇒会津若松市、佐野市、鹿沼市、三条市、小松市、佐久市、廿日市市、唐津市、諫早市、鹿屋市（10 団体）

〈取組概要〉

長野市では、平成 25 年 4 月に将来の少子化に鑑み、「公立保育所の適正規模および民営化等基本計画」を策定し、公立保育所の民営化を進めています。

■ 具体内容

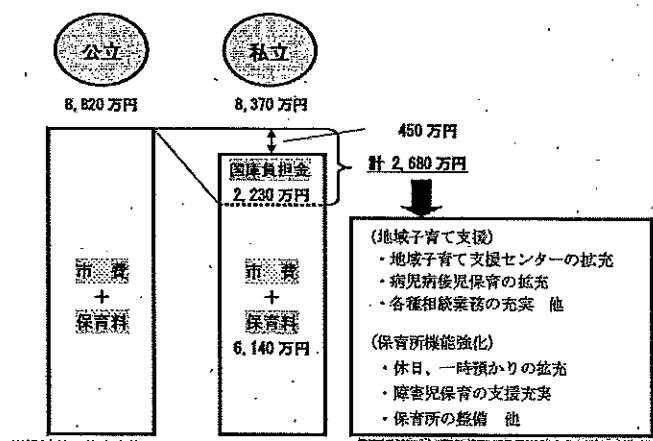
- ・長野市では、市内の保育所の半数以上は社会福祉法人などが運営し、いずれも地域ニーズに応えながら保育に取組んできた歴史と実績があることから、市では、平成 15 年度に公立保育所の三輪、川田及び下水鉋の民営化を実施し、平成 18 年 3 月の有識者などによる「保育所等のあり方懇話会」を受け、限られた財源、人材などを有効活用することが、本市の保育及び子育ち・子育て施策などをさらに充実させるためにも不可欠であると考え、人口減少・少子高齢社会を見据えた今後 10 年間の公立保育所の適正規模及び民営化などを進める基本計画を策定しています。

■ 取組の効果

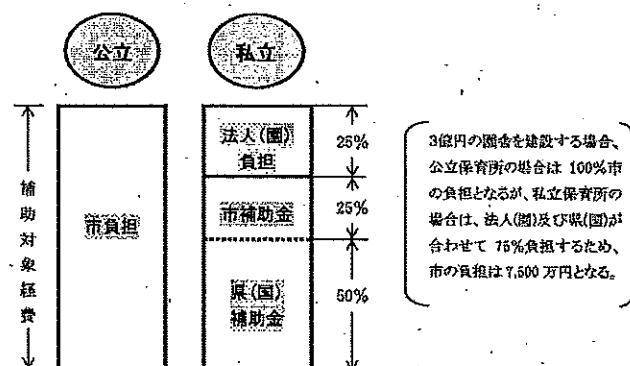
- ・定員 100 人の保育所運営費の比較モデルとして、公立保育所と私立保育所の運営費をそれぞれ 8,820 万円と 8,370 万円と試算しその差額が約 450 万円、国庫負担金約 2,230 万円、年間で計 2,680 万円削減できると財政効果を試算しています。(およそ 30.4% の削減)
- ・また、園舎改築の際の財源比較も合わせて行っており、公立保育所と比較して私立保育所の場合の市の負担は 25% となると試算されています。

出典：長野市ホームページ

【表 11】定員 100 人の保育所運営費の比較モデル



【表 12】園舎改築に伴う財源の比較(イメージ)



～佐久市公立保育所の今後のあり方について（案）概要版～

1 計画の趣旨

保育所事業について、「第一次佐久市総合計画」や「次世代育成支援対策行動計画」を基に、今後の公立保育所のあり方を示すため本計画を策定し、計画的に事業を推進してきました。

また、「佐久市子ども・子育て支援事業計画」「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つ「安心して結婚し子どもを生み育てることができるひとの創生」実現のため、社会環境の醸成に取り組んでいます。今後も「第二次総合計画」等に基づき計画的に保育事業を推進するため、本計画を策定するものです。

2 計画の期間

佐久市の最上位計画である「第二次総合計画」の5年を区切りとした前期後期基本計画との整合性を考慮し、平成29年度から33年度までの5年間となります。

3 佐久市の保育に関する現状と課題

(1) 就学前児童数とその動向

0歳～5歳の就学前児童の保育所・幼稚園への入所は65.9%、3歳～5歳では98.8%、8%で、そのうち保育所入所が70.8%。人口の見通しとしては、就学前児童は減少傾向。

(2) 保育の状況

児童数は減少しているものの、保育所入所児童は増加。これは、3歳未満児の増加によるもの。保育士が不足している状況にあり、年齢の途中での3歳未満児の受け入れが困難な保育所がある。

(3) 特別保育等の状況

家庭環境の変化などに伴う多様化する保育ニーズへ対応するため、延長保育をはじめとする特別保育を実施している。

(4) 給食の状況

給食を通じて食育の推進を図っている。食物アレルギー対応では、事故防止に努めている。引き継ぎ保育者・保育士・調理員・栄養士が連携していく必要がある。

(5) 保育所施設の状況

私立保育所の施設（園舎）は、渠40年以上経過しているもののが9園ある。建替の必要性やその手法等を検討し、計画的に進めていく必要がある。

(6) 保育士の状況

保育所運営費は、100人モデルで試算すると、平成28年度決算では公立9.500万円、私立8.780万円で、国県負担金を加味した市負担額では4.860万円の差になる。人口減少・高齢社会を見据え、今後の保育所の適正規模及び民間活力の導入を図ることが重要。

(7) 運営費の状況

保育所運営費は、100人モデルで試算すると、平成28年度決算では公立9.500万円、私立8.780万円で、国県負担金を加味した市負担額では4.860万円の差になる。人口減少・高齢社会を見据え、今後の保育所の適正規模及び民間活力の導入を図ることが重要。

(8) 私立保育所・幼稚園について

保育・幼児教育事業については、これまでにも私立保育所・幼稚園によって維持されてきた経過がある。公立施設の果たすべき責任と役割を明確にし私立施設と一緒に事業を展開する必要がある。

4 保育所の今後のあり方について

今後も、公立保育所それぞれの特徴をより一層生かした保育を提供する必要があります。
「佐久市・子ども子育て支援事業計画」の基本理念「安心して子どもを育てるこができるやさしい都市づくり」実現のため、積極的な保育行政を展開します。

(1) 施策の視点

ア 子育て支援の主役は子どもであることを第一とします。

イ 持続可能な保育施策を推進します。

ウ 持続可能な保育施策を推進します。

（2）施策の方向

保育所は、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならず、子どもたちを心身ともに健やかに育てる責任あります。
子どもたちが成長していくために、通常保育をより充実させるとともに、障害児保育等特別保育事業の充実、食育の推進や学校・地域との連携の強化を図っていきます。

ア 保育の質の向上

質の高い保育を提供するため、職員の資質向上・労働環境への配慮並びに施設・事業者に対する適切な指導監督・評価等を通じて、質の高さの担保に努めます。

イ 保育サービスの拡充

多様化する保育ニーズに的確に対応し、基幹施設としての役割を効果的に発揮できるよう、関係機関と連携を取り入れ事業展開を図ります。

ウ 私立保育所・私立幼稚園との連携

今後も公立保育所の果たすべき役割を明確にし、認定こども園への移行や公立保育所の民营化については、私立保育所・幼稚園の意向を尊重しながら一體的に保育事業を展開します。

エ 給食

食育の推進は子ども達の育成に欠くことのできないものであるから、より一層の充実を図ります。調理部門は、事務事業外部評価においては、民間業者から派遣された調理員の活用を検討します。その際は、子どものかど体の育ちに必要な給食の質を確保できるような体制づくりに努めます。

オ 施設改革等

改築等においては、その手法や施設の状況による緊急度、地元要望をふまえ、有利な財源の確保を図りながら推進します。
また、100人以上の施設規制を原則とし、私立保育所の運営や意向を斟酌するとともに、「佐久市公共施設最適化推進方針」との整合を図り、民間活力の導入を含め、施設のあり方や新規開設について検討します。

力 保育所運営における民間活力の導入
佐久市の保育における私立保育所の果たしてきた役割は大きくなっています。セーフティネットとしての役割を担う公立保育所を残しながら、民間活力の導入を図ります。その際は、サービス低下とならないよう、私立保育所・幼稚園と連携を取りながら進めます。

資料

佐久市公立保育所の今後のあり方について（案）

1 計画の趣旨

近年、全国的に少子化が進み、子どもの数は年々減少している一方、核家族化の進行や、女性の社会進出による就労機会の増加に伴い、保育園の入所児童数も低年齢児を中心に増加傾向にあります。

また、就労形態の多様化、家庭環境の変化などに伴い、多様な保育ニーズへの対応が求められており、保育を取り巻く環境は大きく変化しています。

国においては、幼児期の教育・保育、地域子育て支援の量の拡充や質の向上を目指し、社会全体で子ども・子育てを支援する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートしました。

本市では、このような状況の中、子育て支援施策の中心的役割を担う保育所事業について、「第一次佐久市総合計画」や「次世代育成支援対策行動計画」を基に、保育施設全般の基本的な考え方や推進すべき事業など、今後の公立保育所のあり方を示す「佐久市公立保育所の今後のあり方について」を平成20年11月に策定し、計画的に保育事業を推進してきました。

また、平成27年3月に策定された「佐久市子ども・子育て支援事業計画」さらに「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つ「安心して結婚し、子どもを生み育てることができる佐久市における「ひとの創生」実現のため、同一生計の兄姉の年齢などに関係なく第3子以降の保育園・幼稚園保育料を無料化するなど、子育て世代の希望を実現できる社会環境の醸成に取り組んでいます。

今後も「第二次佐久市総合計画」や「佐久市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育水準のさらなる向上を目指すとともに、計画的に保育事業を推進するため、公立保育所の施策の方向性を示す本計画を策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、佐久市の最上位計画である「第二次総合計画」の期間が平成29年度から平成38年度までであり、5年を区切りとした前期後期基本計画との整合性を考慮し、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や保育に係る国の施策の状況を踏まえ、

必要のある場合は見直しを行うこととします。

3 佐久市の保育に関する現状と課題

(1) 就学前児童数とその動向

現在（平成29年4月1日）の佐久市における0歳～5歳の就学前児童の数は4,844人であり、年齢構成別では0歳～2歳が2,288人、3歳～5歳が2,556人となっています。（表1）

このうち、保育所への入所は公・私立を合わせて2,477人で、全体の51.1%を占めており、幼稚園への入園717人を合わせると3,194人で65.9%となります。

また、3歳～5歳の年齢層では、保育所・幼稚園に入園している児童は2,527人で、98.8%となり、義務教育ではないものの、この年齢の児童のほとんどが入所・入園していることとなります。

さらに、保育所は1,810人と、この年齢層の70.8%が入所していることからも、幼児期の児童の育ちにおいて中心的な役割を担っていることが窺えます。

しかし、人口の見通しとしては、総人口の減少とともに就学前児童の数も減少傾向にあり、5年前の平成24年と比べると人数で331人、率で6.3%の減少となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の平成27年10月策定による人口推計によれば、今後も総人口の減少とともに就学前児童の数も減少する見通しとなっています。（表2）

就学前児童の年齢別人口の推移（表1）（各年度4月1日現在）（人・%）

	平成24年	平成27年	平成28年	対前年比率	平成29年	対前年比率	対平成24年比
0歳	820	773	742	96.0	717	96.6	△103
1歳	871	830	782	94.2	797	101.9	△74
2歳	830	825	857	103.9	774	90.3	△56
小計	2,521	2,428	2,381	98.1	2,288	96.1	△233
3歳	858	839	824	98.2	884	107.3	26
4歳	870	907	840	92.6	833	99.1	△37
5歳	926	837	903	107.9	839	92.9	△87
小計	2,654	2,583	2,567	99.4	2,556	99.6	△98
計	5,175	5,011	4,948	98.7	4,844	97.9	△331

資料 広報情報課

年齢5歳階級別人口の見通し（表2）

(平成27年10月作成)

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年
総人口	99,243	97,111	94,627	91,916	88,976	85,779	82,240
0～4歳	4,085	3,624	3,381	3,261	3,176	3,042	2,829
5～9歳	4,359	4,105	3,643	3,398	3,276	3,190	3,056

国立社会保障・人口問題研究所推計準拠 企画課

(2) 保育の状況

就学前児童数は前述のとおり減少しているものの、市内公私立保育所入所児童数は、平成24年と平成29年で比べると人数で136人、率で5.8%の増となってています。（表3）

保育所入所児童数の推移（表3）

(各年度4月1日現在)

	平成24年	平成27年	平成28年	前年比	平成29年	前年比	対平成24年比
0歳	32	33	48	15	40	△5	8
1歳	207	249	238	△11	299	61	92
2歳	247	316	353	37	328	△25	81
0～2歳計	486	598	639	41	667	31	181
3歳	600	605	582	△23	613	31	13
4歳	618	637	614	△23	589	△25	△29
5歳	637	596	631	35	608	△23	△29
3～5歳計	1,855	1,838	1,827	△11	1,810	△17	△45
0～5歳合計	2,341	2,436	2,466	30	2,477	14	136

これは、3歳から5歳児の入所者数が少子化の影響により45人減っているものの、0歳から2歳の3歳未満児の入所者数が181人、37.2%増加していることによるものです。

3歳未満児の入所者数の増は、核家族化の進行や、女性の社会進出による就労機会の増加に伴う全国的な傾向となっています。

佐久市では、現在公立保育所15園と私立保育所9園があり、平成29年4月1日時点での入所児童数は公立1,411人、私立1,066人となっています。

保育所の定員に対する入所率では、公立の定員が1,665人で入所率は84.7%、私立の定員が1,035人で入所率は102.9%、全体では定員2,700人で入所率は91.7%となっています。（表4）

近年は、3歳未満児保育の需要が高まっていることに加え、全国的

に保育士が不足している状況にあり、年度途中での3歳未満児の受け入れが困難になっています。

また、各園で入所率に差があり、小規模保育所で入所率が低い園では混合保育が行われています。

平成29年度年齢別入所児童数（表4）

4月1日現在

公・私	保育所名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	入所率
公 立	泉	140	2	6	12	26	23	25	94	67.1%
	大沢	45	0	8	5	6	5	10	34	75.6%
	中込第1	90	2	10	11	15	18	11	67	74.4%
	中込第2	130	2	11	10	26	26	21	96	73.8%
	城山	160	1	23	14	47	33	32	150	93.8%
	東	120	1	10	13	29	22	28	103	85.8%
	平根	100	2	9	10	21	16	18	76	76.0%
	岩村田	150	1	22	20	39	36	38	156	104.0%
	中佐都	130	0	9	20	32	44	38	143	110.0%
	高瀬	90	3	12	8	18	15	17	73	81.1%
	切原	50	0	2	1	9	5	6	23	46.0%
	田口	90	0	11	5	15	26	20	77	85.6%
	青沼	50	1	2	3	6	5	6	23	38.0%
	もちづき	170	2	18	18	45	50	45	178	104.7%
	あさしな	150	3	12	20	26	27	33	121	80.7%
	計(15)	1,665	20	165	170	360	351	348	1,414	84.9%
私 立	岸野	170	6	19	31	44	31	57	188	110.6%
	野沢	90	2	9	14	28	25	25	103	114.4%
	聖愛	170	2	15	21	38	50	45	171	100.6%
	小雀	170	2	31	29	38	44	39	183	107.6%
	岩村田北	160	2	22	27	45	39	42	177	110.6%
	白田	80	1	9	12	17	9	17	65	81.3%
	里曲	45	2	3	1	5	1	4	16	35.6%
	佳里	90	0	20	18	27	31	24	120	133.3%
	ひまわり	60	4	10	11	13	12	13	63	105.0%
	計(9)	1,035	21	138	164	255	242	266	1,086	104.9%
公・私計(24)		2,700	41	303	334	615	593	614	2,500	92.6%

(3) 特別保育等の状況

就労形態の多様化、家庭環境の変化などに伴う多様化する保育ニーズへ対応するため、延長保育をはじめとする特別保育を実施しています。

(表5)

ア 延長保育

すべての園で開所時間中の時間において実施しており、就労形態の多様化に対応しています。

平成28年度の実利用数は693人で、5年前の平成24年度の599人と比べ94人増加しています。

イ 乳児保育

0歳児の保育を行う乳児保育は、全園で実施しています。

平成28年度の実利用数は171人で5年前の146人と比べ25人増加しています。

ウ 障害児保育

障がいのある子もない子も、ともに同じ環境の中で育ちあうことにより、お互いに良い保育となるよう統合保育の理念に基づき全園で実施しています。

平成28年度の実障害児数は125人で、5年前の79人と比べ46人増加しています。

エ 一時保育

保護者の労働、職業訓練や病気、看護・介護等により、家庭保育が一時的に困難となる児童を一時的に保育する事業で、公私立13園で実施しています。

平成28年度の延利用数は4,993人で、5年前の6,833人と比べ1,840人減少しています。これは通常保育の増加によるものと思われます。

オ 休日保育

日曜・祝日等に保護者の就労などで家庭保育が困難である児童を公私立3園で実施しています。

平成28年度の延利用数は745人で、5年前の396人と比べ349人増加しています。

カ 病児・病後児保育

病気の治療中又は回復期にあり、保護者の就労等やむを得ない事情により家庭で保育のできない児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが保育を行います。

病児保育は浅間総合病院、病後児保育は岸野保育園で実施して

います。

病児保育の平成28年度の延利用数は203人で5年前の174人と比べ29人の増加、病後児保育の平成28年度の延利用数は13人で5年前の22人と比べ9人減少しています。

今後も保護者等への周知に努める必要があります。

特別保育事業等の実施状況（表5）

	保育所名	ア延長保育	イ乳児保育	ウ障害児保育	エ一時保育	オ休日保育	カ病後児保育
公 立	泉	○	○	○			
	大沢	○	○	○			
	中込第一	○	○	○	○		
	中込第二	○	○	○			
	城山	○	○	○			
	東	○	○	○			
	平根	○	○	○			
	岩村田	○	○	○		○	
	中佐都	○	○	○			
	高瀬	○	○	○			
	切原	○	○	○	○		
	田口	○	○	○	○		
	青沼	○	○	○	○		
私 立	もちづき	○	○	○	○		
	あさしな	○	○	○	○		
	岸野	○	○	○	○	○	○
	野沢	○	○	○			
	聖愛	○	○	○	○		
	小雀	○	○	○	○		
	岩村田北	○	○	○	○		
	臼田	○	○	○	○		
	里曲	○	○	○	○		
	佳里	○	○	○	○		
	ひまわり	○	○	○		○	

※ ○印は現在実施保育所

(4) 給食の状況

幼児期の「食」をめぐっては、発育・発達の重要な時期でありながら、栄養の偏り、朝食の欠食、肥満の増加など問題は多様化・深刻化し生涯にわたる健康への影響が懸念されています。

保育所の給食は、専門の栄養士が作成する献立により、保育所ごとに調理されています。薄味に努め食材本来の味を活かし、旬の食材、園農園で採れる食材、地域食材の使用など食への関心を高め、食育の推進を図っています。

献立の作成や調理に関しては、栄養価等のバランスはもとより、離乳食の状況、児童の食嗜好・健康状態の把握等、引き続き保護者・保育士・調理員・栄養士が連携していく必要があります。

食物アレルギー対応では、医師からの保育園等における生活管理指導表をもとに保護者との面談により、対応方法を決定し、除去食の提供に当たっては職員全員に周知し、事故防止に努めています。

(5) 保育所施設の状況

現在（平成29年4月1日）公立保育所15園のうち、築30年以上が9園、うち築40年以上は7園あります。（表6）

経年劣化や老朽化が進み、施設本体だけでなく給排水、給食、電気等の設備についても修繕を頻繁に行っている状況にあります。

また、施設設備の陳腐化やバリアフリー対応などの課題もあります。

さらに、保育園への送迎は自家用車が多く、十分な駐車スペースがないことも課題です。

こうした状況から第1期計画期間中において、平成22年に岩村田保育園を移転新築するとともに、平成29年に老朽化が進む、平賀・内山保育園を「城山保育園」に、望月地区の4園を「もちづき保育園」として統合、整備しました。

他の保育所についても、児童の安全を確保し良好な保育環境を提供するため、「佐久市公共施設最適化推進方針」との整合を図りつつ、建替えの必要性やその手法等を検討し、計画的に整備を進めていく必要があります。

公私立保育所施設状況（表6）

(平成29年4月1日現在)

	保育所名	延床面積(m ²)	建設年度	経過年数	構造	備考
公 立	切原	517	S 3 6	5 6	木造	
	中込第一	767	S 4 5	4 7	鉄筋コンクリート	
	中込第二	795	S 4 7	4 5	鉄筋コンクリート	
	泉	910	S 4 9	4 3	鉄筋コンクリート	
	高瀬	795	S 4 9	4 3	鉄筋コンクリート	
	東	942	S 5 0	4 2	鉄筋コンクリート	
	中佐都	942	S 5 2	4 0	鉄筋コンクリート	
	平根	764	S 5 4	3 8	鉄筋コンクリート	
	大沢	540	S 5 8	3 4	鉄筋コンクリート	
	青沼	493	H 3	2 6	木造	
	田口	678	H 8	2 1	木造	
	あさしな	1,528	H 1 8	1 1	木造	
	岩村田	1,545	H 2 2	7	鉄筋コンクリート	
	城山	1,544	H 2 9	0	木造	
	もちづき	1,604	H 2 9	0	木造	
私 立	佳里	997	S 4 7	4 5	木造	
	曰田	664	S 4 8	4 4	鉄筋コンクリート	
	里曲	508	S 4 9	4 4	木造モルタル	
	野沢	644	S 5 1	4 1	鉄骨モルタル	
	小雀	521	S 5 5	3 7	鉄筋コンクリート	
	岩村田北	1,060	S 5 6	3 7	鉄筋コンクリート	
	岸野	1,294	S 5 6	3 7	鉄筋コンクリート	
	聖愛	1,165	H 1 8	1 1	鉄骨	
	ひまわり	484	H 2 6	3	木造	

(6) 保育士の状況

保育士の配置は厚生労働省令による児童福祉施設最低基準に定められています。

佐久市では、より充実した保育を行うため、独自の基準により保育士を配置しています。（表7）

職員の配置基準（児童数：保育士数）（表7）

年齢	佐久市	国	年齢	佐久市	国
0歳	3:1	3:1	3歳	18:1	20:1
1歳	4:1	6:1	4歳	25:1	30:1
2歳	6:1	6:1	5歳	28:1	30:1

※ 国基準では1歳児での児童6人までを保育士1人で保育できるのに対し、佐久市では保育士1人で児童4人までしか保育できないということ。

現在（平成29年4月1日）、保育士274人（正副園長17・主任15・一般80（産休育休中職員15人含む）・臨時162（産休育休代替職員除く））調理員46人の体制となっています。5年前（平成24年4月1日）の保育士268人（園長19・主任19・一般73（産休育休中職員3人含む）・臨時157（産休育休代替職員除く））調理員47人と比べても保育士は6人増加しております。

臨時職員保育士は5人増加しており、うち障害加配保育士は53人から65人と12人の増加、また未満児保育を担当する職員も増加しています。

（7）運営費の状況

佐久市の公立保育所の運営費は、平成28年度決算（見込）で約13億4,700万円となっています。（表8）

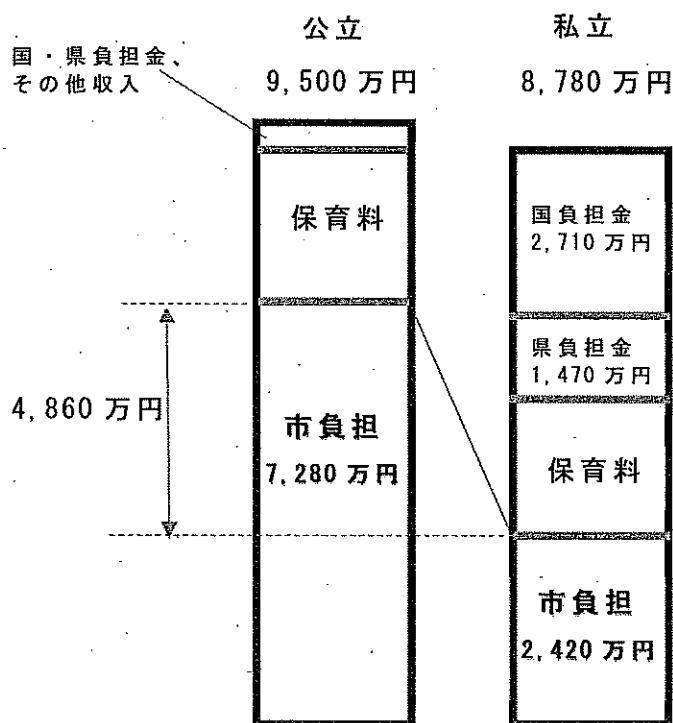
公立と私立の保育所の運営費を比較するため、定員100人の保育所をモデルとして想定した場合、平成28年度の運営費は、公立が約9,500万円、私立が約8,780万円という試算になります。

この運営費に対する市からの負担額を比較すると、公立が約7,280万円、私立が約2,420万円となり、その差は4,860万円にのぼります。

これは、私立の場合、国から約2,710万円、県から約1,470万円の負担金が交付されるためです。

限られた財源を有効活用することが、本市の保育および子育て施策を充実させることにつながります。また、人口減少・高齢社会を見据え、今後保育所の規模適正化および民間活力の導入を図ることが重要なっています。

【定員 100 人の保育所における運営費の比較モデル】



保育所運営費の状況（平成28年度）（表8）

項目		合計		公立保育園		私立保育園	
保育園数		28ヶ所		19ヶ所		9ヶ所	
定員		2,715人		1,680人		1,035人	
入所児童数		30,734人		17,012人		13,722人	
区分		金額 (千円)	児童1人 月平均 (円)	金額 (千円)	児童1人 月平均 (円)	金額 (千円)	児童1人 月平均 (円)
歳 入	保育料調定額	538,328	17,516	288,684	16,969	249,644	18,193
	国庫支出金	313,371	10,196	3,249	191	310,122	22,600
	県支出金 (負担金・補助金)	173,098	5,632	5,195	305	167,903	12,236
	その他の収入	17,874	582	17,874	1,051		
	計(a)	1,042,671	33,926	315,002	18,516	727,669	53,029
歳 出	公立保育所 運営費	1,347,731		1,347,731	79,222		
	私立保育所 運営費	950,356				950,356	69,258
	その他・私立 保育所補助金 等	53,721				53,721	3,915
	計(b)	2,351,808	70,472	1,347,731	79,222	1,004,077	73,173
差引市負担額(a)-(b)		1,309,137	36,546	1,032,729	60,706	276,408	20,144

(8) 私立保育所・幼稚園について

佐久市内には、私立保育所が9園、私立幼稚園が6園あります。それぞれ地域に根差し、特徴ある保育・幼児教育に取り組んでいます。

少子化の影響で出生数が減少する中、認定こども園への移行を検討している私立保育所・幼稚園は2園あります。

また、施設の老朽化等に伴う改築や、少子化や多様なニーズに対応するため定員の増減について検討している園もあります。

保育・幼児教育事業については、これまでも私立保育園・幼稚園によって維持されてきた経過があります。このことを踏まえ、保育提供事業所としての公立施設においては、今後、児童数の減少が見込まれることを見据えた、公立施設の果たすべき責任と役割を明確にするな

かで、私立施設と一体的に佐久市の保育・幼児教育事業を展開していく必要があります。

4 公立保育所の今後のあり方について

これまで保育所は、その目的及び役割を踏まえ、その時々の保育需要に対応してきました。

今後も、公私立保育所それぞれの特徴をより一層生かした保育を提供する必要があります。

「佐久市・子ども子育て支援事業計画」の基本理念「安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり」を実現するため、保育所を子育て支援の基幹施設として、積極的な保育行政を展開します。

(1) 施策の視点

ア 子育て支援の主役は子どもであることを第一とします。

(何が子どもにとって最善であるかを判断の基準として施策を推進します)

イ 保育環境の充実に努めます。

(保育の質の向上、保育施設の充実を図ります)

ウ 持続可能な保育施策を推進します。

(財源等限られた資源の中で、無駄のない効率的な施策を推進します)

(2) 施策の方向

「保育所保育指針」にも示されているとおり、保育所は、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならず、子どもたちを心身共に健やかに育てる責任があります。

また、保護者に対する支援（入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援）も行う場所でなければなりません。

保育は家庭（保護者）と共に子どもを育てることです。家庭との連携を密にし、保育所での保育が、子どもの育ちを支え、保護者の養育力の向上につながるよう支援していきます。

子どもたちが保育所での基本的生活習慣や集団の中で様々な体験をし、成長していくために、通常保育をより充実させるとともに、障害児保育等特別保育事業の充実、食育の推進や学校・地域との連携の強化を図っていきます。

ア 保育の質の向上

質の高い保育を提供するため、保育士等に対する研修の充実等による職員の資質向上、労働環境への配慮並びに施設・事業者に対する適切な指導監督、評価等を通じて、保育の質の向上に努めます。

イ 保育サービスの充実

保育ニーズは多様化しており、公立保育園はセーフティネットとして柔軟性、即時性、即効性がさらに求められています。そのニーズに適切・的確に対応し、基幹施設としての役割を効果的に発揮できるよう、私立保育園・幼稚園と連携を強化し保育サービスを提供します。

特別保育事業については、国県の補助事業を積極的に取り入れ事業展開を図ります。

特に、障害児保育に関しては、乳幼児期から市の児童担当・福祉担当・保健師のほか各関係機関が連携し、就園に向けた支援を行い、就園後も必要に応じ、療育支援センターの利用など専門的な支援、専門家の指導を受けながら集団保育に適応できるようなケアを実施します。

また、卒園後の子どものケアとして、小学校入学前から幼保小の連携を図ります。

ウ 私立保育所・私立幼稚園との連携

公立・私立保育所が混在する地域では、私立保育所の安定的な運営が確保されるよう私立保育所の保育定員を優先し入所調整を行います。

今後も公立保育所の果たすべき役割を明確にし、認定こども園への移行や公立保育所の民営化については、私立保育所・幼稚園の意向を尊重しながら一体的に保育事業を展開します。

エ 給食

食育の推進は子どもの発育に欠くことのできないものであることから、より一層の推進を図ります。

近年増えている食物アレルギーでは、医師からの保育園等における生活管理指導表をもとに保護者と面談を行い、除去食の提供に努めます。

調理部門は、定員管理の面から正規職員の新規採用は難しい状況にあるため、平成26年度事務事業外部評価において今後の取組方針として示したとおり、施設内での調理を基本とし、民間業

者から派遣された調理員の活用を検討します。その際は、安全性を確保する点検方法について、また民間業者と子どもたちが直接ふれあうなど保育所の食事の提供のあるべき姿を十分に検討し、どのような食事提供であっても子どもの心と体の育ちに必要な給食の質を確保できるような体制づくりに努めます。

才 施設改築等

城山保育園及びもちづき保育園の整備により、平成29年4月現在、築30年以上の保育園が9園、うち40年以上は7園となりますが、施設の老朽化が進み、大規模修繕や改築等の必要が生じてきています。

公立保育所の建替えにおいては、国の補助金が原則廃止されたことから厳しい財政状況の中、市の負担増が予想されます。

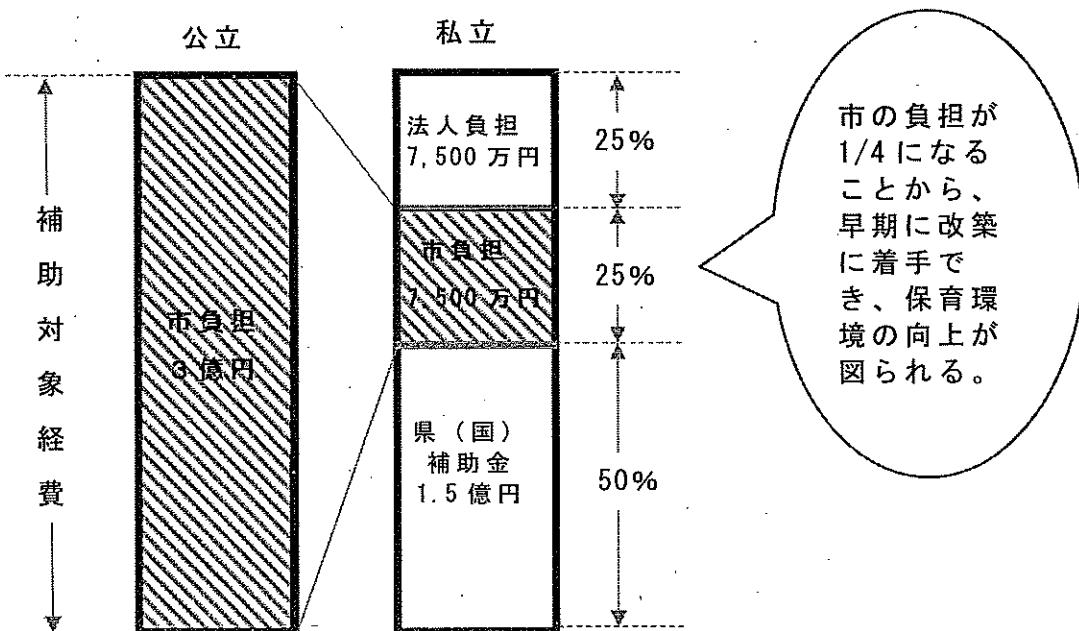
改築等においては、その手法や施設の状況による緊急度、地元要望を踏まえ、有利な財源の確保を図りながら推進します。

また、整備等に当たっては「集団保育により児童個々の自立を図る」という保育の重要な役割や統合保育の解消を図るため、100人以上の施設規模を原則とした基準に則り、地域の実情や保護者の利便性、地域に根付いた歴史ある私立保育所の運営や意向を勘案するとともに、「佐久市公共施設最適化推進方針」との整合を図り、民間活力の導入も含め、施設のあり方や統廃合について検討します。

整備等にあたっての施設規模に係る基準

- ・その時点の児童数の状況やこれから予測を勘案し、整備等にあたっては100人以上の施設規模を原則とします。（年齢区分ごとに、2クラス程度が維持できる児童数を基本とし、国が定める保育士の配置基準、0歳－3人、1歳－6人、2歳－6人、3歳－20人、4歳－30人、5歳－30人、計95人と近年の3歳未満児保育需要の高まりを考慮・城山及びもちづき保育園開園後の佐久市内保育所平均規模111人）

【3億円の園舎を改築する場合の比較モデル】



※土地購入、整地等に要する費用は補助対象外
※この補助率は「安心こども基金」を活用した場合のもの

佐久市公共施設最適化推進方針（抜粋）

【今後の施設のあり方】

- 平成27年3月に策定した「佐久市子ども・子育て支援事業計画」に、今後の市立保育園の設置・運営に関する基本的な考え方などを定めています。今後は、同計画との整合をとりつつ、施設最適化に向けて取組を進めます。
- 保育施設の整備については、現状で市全体の保育施設の定員に対する在園児数に余裕があることに加え、今後、子どもの数が減少することなどを踏まえながら、取り組みます。
- 民間活用を図る際は、効果を見極め、サービス低下とならないよう検討を進めるとともに、既存の私立保育園・幼稚園と連携をとりながら進めます。
- 老朽化による大規模修繕や建替えなどの際は、統廃合だけでなく、公設民営、民設民営も視野に入れた施設のあり方の見直しも検討します。

力 保育所運営における民間活力の導入

私立保育所はそれぞれの特色を生かした保育サービスが提供されています。佐久市の保育における私立保育所の果たしてきた役割は大きなものがあります。少子化が進み、出生数が減少する中、セーフティネットとしての役割を担う公立保育所を残しながら、民間活力の導入を図ります。

なお、民間活力の導入を図る際は、効果を見極めサービス低下とならないよう検討を進めるとともに、既存の私立保育所・幼稚園と連携を取りながら進めます。

民間活力の活用の手法等

○公設民営

・運営委託

施設の設置管理は市のままで保育業務のみ委託する方法で、国からの運営費負担金はありません。

また、将来にわたって、市にとって修繕や大規模改修といった将来的な負担を負うこととなります。

・指定管理制度

市から指定を受けた団体（指定管理者）が「公の施設」の管理を行うもので、あらかじめ定めた指定管理期間において民間に管理を任せ的方式ですが、国からの運営費負担金はありません。また、事業者が頻繁に変わるおそれがあり、子どもへの環境の変化の影響を考慮すると、そのたびに引き継ぎなどを実施する必要があり、効率的とは言えません。「運営委託」と同じく、将来にわたって修繕や大規模改修といった将来的な負担を市が背負うことになります。

○民設民営

・民間移管

公立保育所の土地、建物を民間に譲渡又は貸与し、民設民営により保育所を運営する方式。この場合は、完全に民間施設となるため、国の運営費負担金が適用となり、市にとっても有利です。

・新設

新たな保育園を造る場合は、民間事業者（社会福祉法人等公益法人）の場合に限り国の補助金等を受けられるため、民間事業者を募り設置していくことになります。この場合は、市内の既存私立保育所・幼稚園に対し意向を伺っていくこととなります。